

佐賀県海洋エネルギー産業クラスター研究会(J☆SCRM) 規約

(名称)

第1条 本会は、「佐賀県海洋エネルギー産業クラスター研究会『J☆SCRM』(呼称：ジェイ スクラム)」と称する。

(目的)

第2条 本会は、産業界、学術機関、官公庁、金融機関が緊密に連携して、海洋エネルギー施策のワンストップサポートを実現し、研究開発、実証実験を促進することにより、関連産業の集積、海洋エネルギー産業クラスターの形成を目指すものである。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 海洋エネルギー産業クラスター形成に係る事業の企画及び推進
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 海洋エネルギーに関連する企業
- (2) 海洋エネルギーに関連する研究・教育を行う学術機関
- (3) その他、第2条の目的に賛同する法人及び官公庁、金融機関

(入会)

第5条 入会を希望する者は、事務局に申込書を提出するものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、事務局に届けなければならない。

2 本会の規約その他の規則を遵守せず、又は本会の名誉を棄損する行為があった時は、会長は、当該全員を退会させることができる。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について会長の諮問に応じる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2 会長、副会長は、会員の中から選任する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ氏名した順序によって、その職務を代行する。

(会議)

第10条 会議は、必要に応じて会長が会員を招集し、会長が議長となる。

2 会議は、本規約で定めるもののほか、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

(経費)

第11条 本会の運営に関する経費は、事務局が負担する。

(会費)

第12条 無償とする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、佐賀県農林水産商工本部新エネルギー課に事務局を置く。

(補則)

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、平成27年12月7日から施行する。